

報 告 事 項

項 目	説 明											
1 厚生労働省の毎月勤労統計調査に係る育児休業手当金及び介護休業手当金の追加給付について	厚生労働省が行う毎月勤労統計調査において、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことにより、平成 16 年以降の同調査における賃金額が低めに算出されていた。 地方公務員等共済組合法に基づき給付する育児休業手当金及び介護休業手当金は、平成 17 年 4 月 1 日以降に開始した休業分から、1 日当たりの給付額に上限額が設けられており、この給付上限相当額は、毎月勤労統計調査の結果を反映して算定されるため、1 日当たりの給付額が給付上限相当額に達している者の給付額に影響が生じている。 【今後の対応】 平成 31 年 3 月休業分の給付から下記の影響を考慮した見直し後の金額(※)で給付を行うこととされた。 なお、平成 31 年 2 月以前の休業分に関する追加給付については、追加給付額の計算後、対象となる者へ給付することとされた。 毎月勤労統計調査の結果を反映した修正後の給付上限相当額(a)に、現在の給付上限相当額(b)が引き上がることになり、この差額(a-b)が 1 日当たりの追加給付相当額となり、実際に給付を受けた日数を乗じて得た金額が追加給付額となる。 現在、追加給付の対象となる者の把握及び追加給付額の算定を行っており、追加給付額が算定でき次第、追加給付（組合員からの請求手続きは不要）を行う予定である。 (※)平成 31 年 3 月からの給付上限相当額 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td rowspan="2">育児休業 手当金</td><td>取得開始から 180 日まで (支給率 67／100)</td><td>13,713 円</td></tr><tr><td>181 日目から (支給率 50／100)</td><td>10,234 円</td></tr><tr><td>介護休業 手当金</td><td>取得開始が平成 28 年 8 月 1 日以後 (支給率 67／100)</td><td>15,093 円</td></tr></table>	区 分		金 額	育児休業 手当金	取得開始から 180 日まで (支給率 67／100)	13,713 円	181 日目から (支給率 50／100)	10,234 円	介護休業 手当金	取得開始が平成 28 年 8 月 1 日以後 (支給率 67／100)	15,093 円
区 分		金 額										
育児休業 手当金	取得開始から 180 日まで (支給率 67／100)	13,713 円										
	181 日目から (支給率 50／100)	10,234 円										
介護休業 手当金	取得開始が平成 28 年 8 月 1 日以後 (支給率 67／100)	15,093 円										

報 告 事 項

項 目	説 明
2 新たな任用 制度の施行に 伴う対応につ いて	臨時・非常勤職員制度について、制度趣旨に沿わない任用が行われている現状、民間労働法制や民間における「同一労働・同一賃金」の議論等を踏まえて、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法が改正され、新たな任用制度が、令和2年4月に施行されることとなっている。 従来、3月31日一日のみ任用期間に空白があった臨時的任用職員（産休・育休・欠員補充の代替職員等）について空白の任用期間が解消され、「常時勤務を要する職」に就く職員として位置付けられることから、地方公務員等共済組合法の適用を受け、任用の日から組合員となることとなるほか、フルタイムの会計年度任用職員（現状の県教委事務補助職員等）についても、任用期間が12月を超えるに至った段階で、組合員となることとなる。 新制度の施行により、組合員資格の取得・喪失に係る事務が増加することが予想されるため、平成30年8月31日付けで各市町教育委員会（学校組合を含む）に採用予定者数の調査を行った結果、令和2年度の採用予定について、予定ありが8市町、予定なしが27市町、未定が2市町であった。 今後、静岡県において新たな任用制度に係る条例等が整備（令和元年6月議会に上程予定）され次第、再度調査を実施する予定である。 共済組合に加入することとなる臨時的任用職員等の取扱いについては、短期給付（医療費等）及び長期給付（年金）については常勤職員と同様の取扱いとなるが、保健事業（人間ドック等）において対象年齢を規定した事業については、各年度の4月1日現在に組合員である者を対象とする方向で検討中である。また、貸付事業については、現在、再任用フルタイム組合員に対して行っている「特別貸付け」のみを対象とすることとしている。 この取扱いについては、（一財）静岡県教職員互助組合が主催する「令和元年度互助組合事務連絡会」において、各所属所の共済事務担当者向けに説明を行うほか、組合員資格の取得・喪失等と併せ、任用の詳細が判明した段階で各所属所長宛てに通知を行う予定である。